

院内掲示

当院の管理者並びに届出施設基準は下記の通りです。

管理者氏名： 院長 樋口 善俊

【許可病床数】 19床

【東海北陸厚生局への届出事項に関する事項一覧】

入院にかかる届出事項

■ 有床診療所入院基本料 1

当該診療所には、看護職員の数 が 7 人以上 勤務しています。

下記、有床診療所入院基本料の加算点数です。

■ 夜間緊急体制確保加算

入院患者さんの病状の急変に備えた緊急の診療体制を確保しています。 また当院は下記の医療機関と連携して医療体制をとっております。

夜間に緊急の診療が必要となった場合、次の医師で対応します。

院長 樋口 善俊

■ 看護配置加算 1

当該診療所には、看護職員の数 が、看護師 3 名を含む 10 名以上勤務しています。

■ 夜間看護配置加算 2

当該診療所には、夜間の看護職員の数 が、1 名以上勤務しています。

■ 看護補助配置加算 1

当該診療所には、看護補助者の数 が 2 名以上勤務しています。

■ 一般病床看取り加算

当該診療所には、夜間の看護職員の数 が、1 名以上勤務しています。

転院又は入院した日から 30 日以内に看取った場合に算定します。

■ 介護障害連携加算

当該診療所は、有床診療所入院基本料 1 を算定しています。

入院日から起算して 15 日以降 30 日までの期間に限り、算定します。

■ 栄養管理実施加算

常勤の管理栄養士による栄養管理計画に基づき、栄養管理を行っています。

■ 入院時食事療養（Ⅰ）

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された 食事を適時（夕食については午後6時00）、適温で提供しています。

食事サービスに関する事項

1. 談話室における食事の提供をしています。
2. 負担額について

一般(市民税課税世帯)の方	1食490円
市民税非課税世帯の方	1食230円(91日目以降は180円)
70歳以上で所得が一定基準以下(低所得者Ⅰ)	1食110円

※負担額を減額するためには、減額認定証の掲示が必要です。

■ 特別の療養環境の提供に関する事項

当該診療所における差額病床料金は以下のとおりです(表示料金は消費税込の1日金額となります)

一般病棟個室:3床

区分	差額室料	病室
個室	¥11,000	201
個室	¥11,000	202
個室	¥11,000	306

※利用状況によってはご希望に添えない場合がございます。

■ 【保険外負担に関する事項 消費税込み】

種類	料金	種類	料金
一般診断書 (指定用紙の複雑な物¥5,500)	1通 ¥2,750	死亡診断書 (2枚目以降¥6,600)	1通 ¥8,800
損保・生保用	1通 ¥3,850	後遺症診断書 (内容により一部金額が違います ¥16,500~¥33,000)	1通 ¥11,000
症状調査書 (複数枚・複雑な物¥11,000)	1通 ¥5,500	明細書再発行(各々) 通院証明書	1通 ¥1,100
自賠診断書・明細書(各々) (内容により一部金額が違います ¥11,000~¥22,000)	1通 ¥5,500	医療補助金請求書	1通 ¥550
身体障害者診断書	1通 ¥8,800	診察券再発行	1枚 ¥100
年金用診断書	1通 ¥11,000	RFC-FD療法 血液検査のみ	¥130,000 ¥15,000
障害認定用診断書	1通 ¥11,000		

外来にかかる届出事項

■ 明細書発行体制加算

当該診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

■ 夜間早朝等加算

当該診療所では、下記時間帯に受付した患者様に対して、初・再診に関わらず 50 点の保険点数の加算を行っております

- 平日 18時から22時、6時から8時
- 土曜 12時から22時、6時から8時
- 日祝 6時から22時

■ 医療情報取得加算

当該診療所では、マイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。

質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

■ 医療DX推進体制整備加算

当該診療所では、医療DX推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

- ・オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施してまいります。(今後導入予定です。)

■ 一般名処方の処方箋について

当該診療所では、一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することを指します。この処方になると、保険薬局で患者さん自身が先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば自由にお薬を選んでいただけます。

この一般名処方のメリットはジェネリック医薬品を選択できますので、患者さんの経済的負担が軽くなります。